

# 災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂 に関する補足説明資料

2024年2月  
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての説明資料であり、  
意見募集の対象ではありません。  
ご意見を送られる際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 運用要領改訂案のポイント及び反映箇所
3. 運用要領改定までのスケジュール

- 災害等復旧費用の相互扶助に係る内容は、以下の規程類および相互扶助運用要領にて定めています。
- 今回、本制度の**運用開始以降の実務（申請/審査/交付）の蓄積及び今後の環境変化を踏まえて、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」の改定を予定しております。**

		文書の種類	主な記載内容
相互扶助 制度関連 文書	規程類	定款	✓ 本機関の目的を達成するため必要な業務が記載されており、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務も記載。
		業務規程	✓ 本機関の業務及びその執行に関する事項が記載されており、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務及びその執行に関する事項も記載。
		送配電等業務指針	✓ 一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項が記載されており、災害等交付金の交付申請ができる旨も記載。
		<b>災害等復旧費用の相互扶助運用要領</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>本業務を円滑に実施するため、制度運用に係る詳細内容を記載。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 拠出金、積立基準額の設定や拠出金支払いに関する手続き</li> <li>● 申請・交付に係る手続き                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害基準要件、申請手順、申請対象費用や証憑、交付額の決定に係る審査・交付手順等、交付金の支払い、交付実績の報告</li> </ul> </li> <li>● その他（事後検証）</li> </ul> </li> </ul>
		<b>今回改定の反映項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請対象費用に関する定義の整理、明確化</li> <li>✓ 目的外利用禁止及び消費税の取扱いの明記</li> <li>✓ その他変更</li> </ul>



改定の考え方・ポイント		反映箇所		
2	<b>目的外利用禁止及び消費税の取扱いの明記</b>	<b>■ 目的外使用の禁止</b> ・本制度において事業者から提出を受ける証憑等の資料について、申請にかかる審査以外の目的で使用しないことを明記  <b>■ 消費税における取扱い</b> ・本制度における消費税の取扱いについて、拠出金及び交付金ともに不課税扱いとすることを明記	本文	3 申請・交付に関する手続きについて (7) 目的外使用の禁止について
				5 消費税における取扱いについて

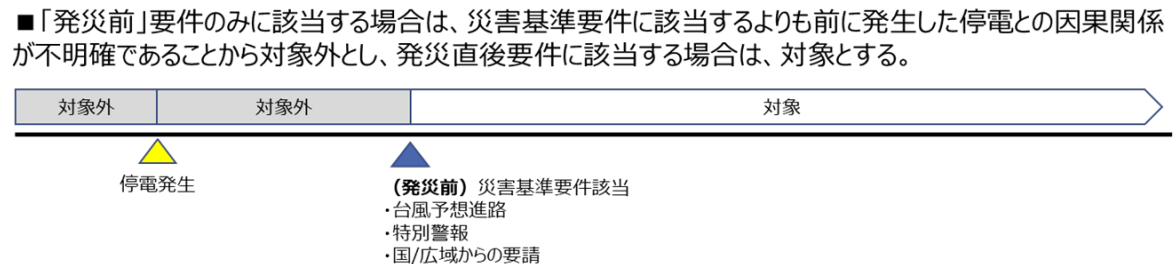
改定の考え方・ポイント		反映箇所	
3 その他変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>仮復旧終了扱い日の定義</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最大停電軒数から99%停電が復旧した日」と明確化</li> </ul> </li> </ul>	本文	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 申請・交付に関する手続きについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>（2）本運用要領に用いる用語の定義について</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>申請時提出書類の申請方法変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の提出方法を、全て電子メールによる提出に変更</li> <li>・年間想定需要に関する具体的判断材料の明確化</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 申請・交付に関する手続きについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）交付対象となる災害基準要件について</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>その他軽微な文言修正/削除</b></li> </ul>		

## 2. 詳細：災害基準要件に該当するよりも前に発生した停電の取扱い

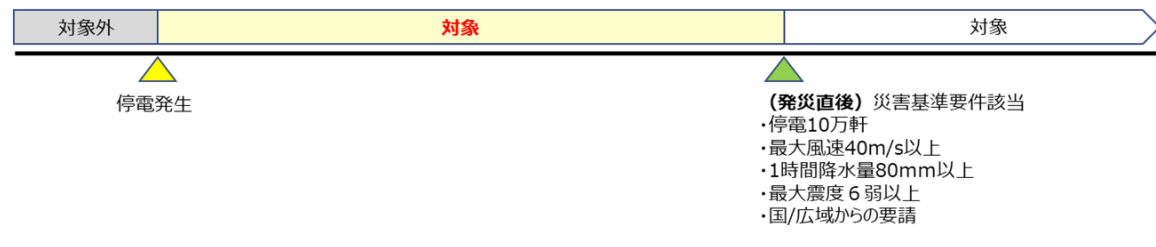
- 災害基準要件に該当するよりも前に発生した停電であっても、当該災害と停電に因果関係が認められる場合には、相互扶助制度の対象としている（ケース①-2）。一方で、ケース①-1は、当該災害が「発災前」要件のみに該当する場合であり、当該災害と停電に因果関係が認められるとはいえないと判断し、対象外と整理している。
  - ただし、「発災前」から「発災直後」へと段階を踏んで災害基準要件に該当した場合、仮に「発災前」要件に該当するよりも前に発生した停電を対象外とすると、「発災直後」要件である「停電軒数10万軒以上」を適用できなくなる（※）ことから、このケースの場合には対象とした（ケース②）。
- （※）停電軒数は、因果関係があることを前提に、「発災前」要件よりも前に発生した停電を含め一続きでカウント

### ケース①

①-1

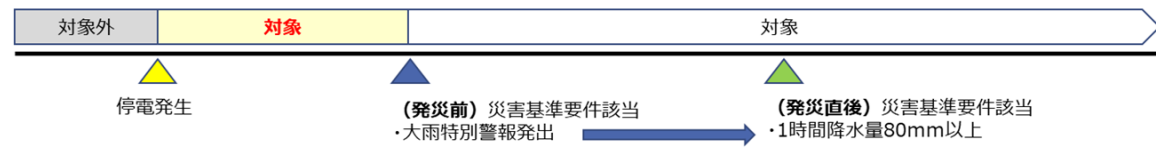


①-2



### ケース②

■「発災前」から「発災直後」へと段階を踏んで災害基準要件に該当した場合は、「発災前」要件に該当するよりも前に発生した停電も対象とする。



### 3. 運用要領改定までのスケジュール

- この度、運用要領改定を行うにあたり、意見募集を実施するものです。【意見募集期間：2024年2月19日～3月8日（19日間）】
- 意見募集の結果を踏まえ、本機関の理事会決議を経て、2024年4月に公表する予定です。

		2023年度				2024年度
		12月	1月	2月	3月	4月
今回の 運用要領 改定関連	運営委員会	▼11/22 開催				
	意見募集			2/19~3/8 (3W) ←————→		
	運用要領 公表				▼ 3/下旬理事会決議	▼ 4/1公表



# 【参考】運用要領の構成・概要について ～ 本文と別紙の関連性

■ 被災送配電事業者の申請手続きを円滑に行うべく、申請書や明細書に係るひな形および対象費用の詳細について、別紙にて整理しています。

## 運用要領 本文

- 1 はじめに
  - (1) 本運用要領について
  - (2) 本運用要領に用いる用語の定義について
- 2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて
  - (1) 拠出金・積立基準額の設定について
  - (2) 拠出金の支払いに関する手続きについて
- 3 申請・交付に関する手続きについて
  - (1) 交付対象となる災害基準について
  - (2) 申請について
  - (3) 申請対象費用及び証憑について
  - (4) 交付額の決定について
  - (5) 交付金の支払いについて
  - (6) 交付に関する報告について
- 4 相互扶助に関する規程類および運用要領の公表について
- 5 事後検証について
  - (1) 事後検証について
  - (2) 精算について
  - (3) 不適切な申請が認められた場合について

【別紙1-1】相互扶助の申請書  
(初回)

【別紙1-2】相互扶助の申請書  
(追加)

【別紙2-1】明細書のひな形

【別紙2-2】労務管理のひな形(任意)

【別紙3】対象費用と証憑類の  
一覧表

## <業務規程>

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員とする。

## <送配電等業務指針>

### 第3節 災害等復旧費用の相互扶助制度

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。